

令和2年第7回教育委員会会議録

(要点筆記)

開催日 令和2年3月27日(金)

開催場所 名寄市北国博物館 2階講堂

教育長及び教育委員

| | |
|-----|------|
| 教育長 | 小野浩一 |
| 委員 | 松田潤子 |
| 委員 | 高橋雅樹 |
| 委員 | 中枝範子 |
| 委員 | 梅野新 |

教育委員会事務局・その他機関の長等説明員

| | |
|------------|-----------|
| 教育部長 | 河合信二 |
| 学校教育課長 | 荒井昭典 |
| 参事(指導主事) | 千葉良彦 |
| 生涯学習課長 | 伊藤慈生(欠席) |
| 生涯学習課主幹 | 鷺見良子 |
| 智恵文公民館長 | 紀國谷康子 |
| 風連公民館主幹 | 中山勇人 |
| 児童センター館長 | 芝野美記 |
| 北国博物館長 | 吉田清人 |
| 市立名寄図書館長 | 鈴木カヲル |
| なよろ市立天文台長 | 村上恭彦 |
| 学校給食センター所長 | 小笠原弘 |
| 学校教育課総務係長 | 伊藤富貴子(欠席) |

傍聴人 0名

開会 午後3時00分

会議録署名委員の指名

中枝委員

別紙のとおり会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名委員とともに署名する。

教育長

署名委員

教育行政報告

教育長より教育行政について報告

1 令和元年度市内小中学校の卒業式について

- ・コロナウィルス感染症対策の中、市内各小中学校で卒業式が執り行われた。

中学校では3月8日に名寄東中、12日に風連中、13日に名寄中と智恵文中。また小学校では、19日に名寄小、東小、西小、智恵文小。21日には中名寄小、23日には南小と風連中央小で執り行われた。

- ・コロナ対策の大変な状況の中での対応になった。お陰様で名寄は保護者参加のもとでの卒業式が実施できたことを嬉しく思う。

2 3月の校長会議・教頭会議について

- ・3月25日校長会議、教頭会議開催

- ・令和2年度の全国学力・学習状況調査の実施について、本年度は新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる一斉休業の影響を受け延期となる。今後実施する可能性もあるので、引き続き継続指導をお願いした。

- ・新年度の第3次名寄市教育改善プロジェクト委員会の立ち上げは、新たにスタートする学校力向上に関する総合実践事業の研究内容や方法が固まり次第行う。

- ・令和2年度の文部科学省、道教委の指定について、今年度は道教委の新たな「学校力向上に関する総合実践事業」を中心に行う。

- ・いじめへの対応について、「北海道いじめ防止基本方針」が一昨年に改定された。各学校において、新年度の初めに基本方針を児童生徒や保護者に説明周知を図るよう依頼した。

- ・コミュニティスクールの展開について、昨年6月に市内のすべての学校に学校運営協議会が設置された。今後は、地域学校協働本部体制の整備が求められる。

- ・春休みや入学式の対応について、春休みについては基本的にこれまで同様。入学式は、卒業式と同様の扱いとなると思うが、26日の教育長会議の結果を踏まえて対応することになる。

- ・年度終わり、年度始めの対応について、特に管理職の異動する学校における円滑な引継ぎを依頼した。

会務報告 教育部長から、前回の教育委員会会議以降本日までの会務を報告

協議事項

議案第1号 名寄市教育委員会行政組織規則及び名寄市図書館条例施行規則の一部改正について
〔学校教育課長〕 名寄市図書館条例施行規則の一部改正に伴い、名寄市教育委員会行政組織規則の一部を改正しようとするものです。

〔教育長〕 意見はないか

_____ 異議なく承認 _____

議案第2号 名寄市招致外国青年任用規則の一部改正について

〔学校教育課長〕 会計年度任用職員制度への移行に伴い、規則の一部改正を行うものです。

〔教育長〕 意見はないか

_____ 異議なく承認 _____

議案第3号 名寄市立学校管理規則の一部改正について

〔学校教育課長〕 名寄市学校管理規則の第3章第2節より条文が1番ずつ繰り下がるため、規定で引用している規則番号を整理するものです。

〔教育長〕 意見はないか
————— 異議なく承認 —————

議案第4号 名寄市立学校の児童・生徒の災害共済給付に係る共済掛金徴収に関する規則の一部
改正について

〔学校教育課長〕 要保護の保護者負担額を定め、その額を徴収しないと明記するため、規則
の一部改正を行うものです。

〔教育長〕 意見はないか
————— 異議なく承認 —————

議案第5号 名寄市育英奨学条例施行規則の一部改正について

〔学校教育課長〕 利子補給の申請に伴う申請者負担の軽減のため、住民票の添付を要しない
こととするため、施行規則の一部改正を行うものです。

〔教育長〕 意見はないか
————— 異議なく承認 —————

議案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規
則の整備に関する規則について

〔学校教育課長〕 会計年度任用職員制度が施行されることから、関係する教育委員会規則を
改正するため、規則を制定するものです。

〔教育長〕 意見はないか
————— 異議なく承認 —————

議案第7号 名寄市民文化センター条例施行規則の一部改正について

〔生涯学習課長〕 消費税及び地方消費税の税率引上げによる使用料についての一部改正を行
うものです。

〔教育長〕 意見はないか
————— 異議なく承認 —————

議案第8号 名寄市学校給食用食材供給施設利用者の選定について

〔給食センター所長〕 名寄市学校給食用食材供給施設管理運営規則第3条第2項の規定に基づ
き施設利用者を選定するものです。

〔教育長〕 意見はないか
————— 異議なく承認 —————

連絡事項等は省略

閉 会 午後4時30分